

令和元年度 清掃事業の概要



令和2年1月

逗子市環境都市部

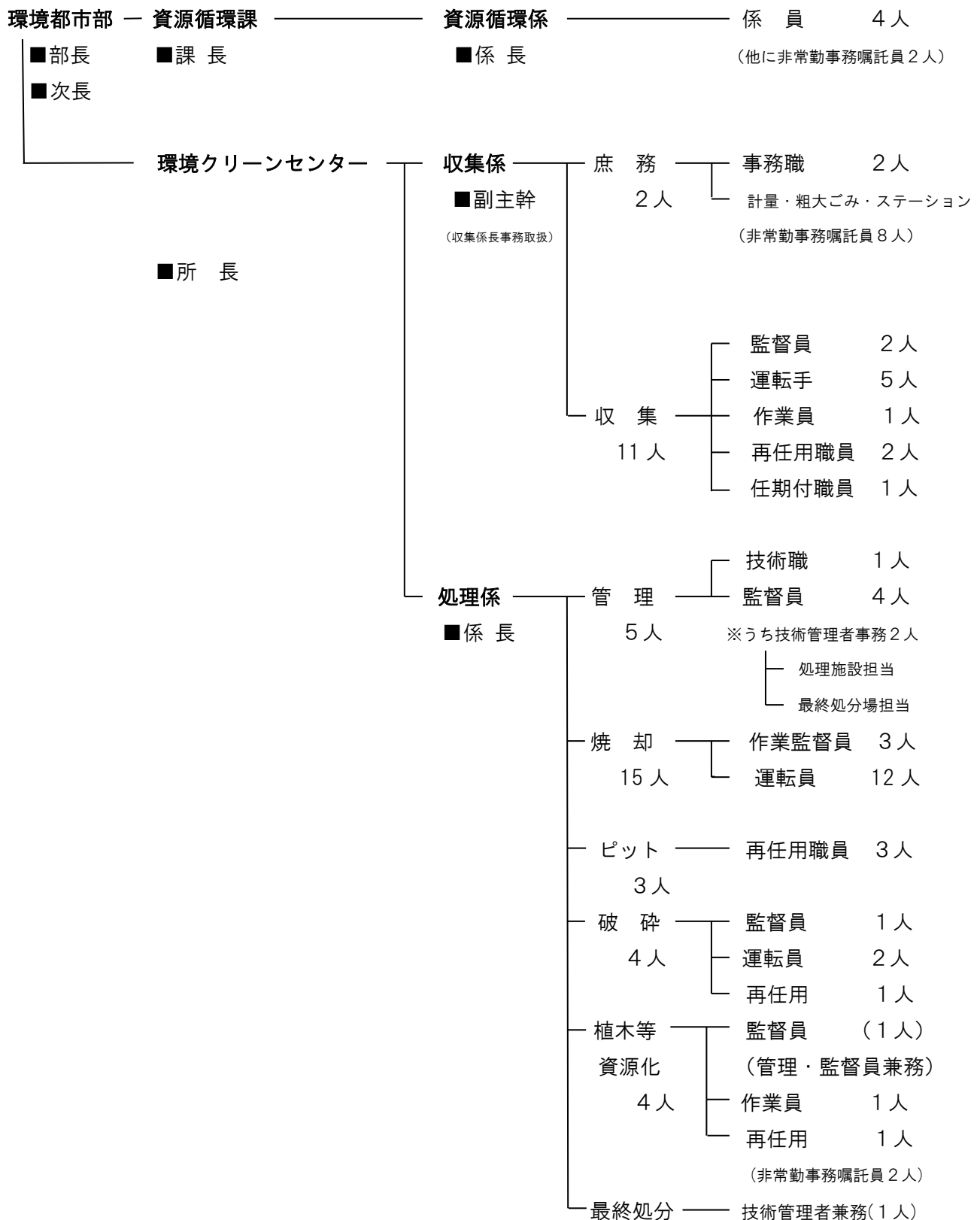
目 次

I	一般廃棄物処理事業の機構と予算	1
1	機構	1
2	令和元（平成31）年度当初予算	3
II	ごみ処理	4
1	ごみ処理の概要	4
2	ごみの収集量	6
3	ごみ処理経費	7
4	ごみ処理施設	8
5	収集車両	10
6	最終処分場	11
7	事業系ごみ	11
8	海岸の清掃（市民協働部経済観光課所管事業）	12
9	市内主要道路の散乱ごみの回収	13
10	路上喫煙等の防止に関する取り組み	13
III	し尿処理	14
1	収集方法と処理方法	14
2	収集及び処理実績	14
IV	逗子市における減量化・資源化事業	15
1	日常の分別で減量化・資源化できること	15
(1)	不燃ごみ及び粗大ごみからの資源物の回収	16
(2)	危険有害ごみ	16
(3)	ペットボトル	17
(4)	容器包装プラスチック	17
(5)	あきびん	18
(6)	草・葉・植木ごみ	18
(7)	小型家電	19
(8)	紙・布類・アルミ缶・スチール缶・家庭金物	19
2	自ら行動して減量化・資源化できること	21
(1)	資源物の拠点回収	21
(2)	小型家電の専用回収ボックスによる回収	22
(3)	エコ広場ずし	23
3	市のサポートを利用して減量化・資源化できること	24
(1)	生ごみを減量化・資源化する	24
(2)	植木ごみを減量化・資源化する	26
4	その他、減量化・資源化に関すること	27
(1)	逗子市廃棄物減量等推進審議会	27
(2)	逗子市廃棄物減量等推進員	27
V	ごみ処理広域化について	28
1	ごみ処理広域化の状況	28
2	ごみ処理広域化の経緯	29

I 一般廃棄物処理事業の機構と予算

1 機構

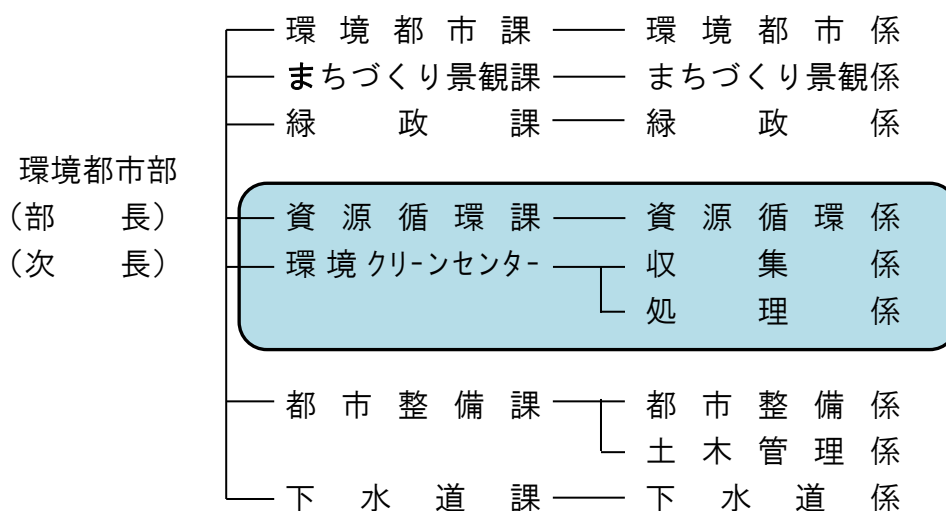
平成 31 年 4 月 1 日現在



環境都市部 2人

資源循環課職員 6人

環境クリーンセンター職員 47人



(参考) 逗子市概要

逗子市は、1954年（昭和29年）4月15日、全国で384番目の市として誕生しました。

平成31年4月1日現在で、逗子市の人口は56,950人(男26,620人・女30,330人)、世帯数24,587世帯、面積17.28km²です。

神奈川県南東部、三浦半島の入口に位置し、北は横浜市、北西は鎌倉市、南は葉山町、東は横須賀市に接し、西は相模湾に面しています。三方を山に囲まれているため他市町とはトンネルでつながり、中央部を東から西へと田越川が流れています。また、東西にJR横須賀線、南北に京浜急行逗子線が走り、それぞれ区域を二分しています。

2 令和元（平成31）年度当初予算

(千円)

1 清掃総務費	
1) 職員給与費等	47,246
2) 廃棄物減量等推進審議会経費	536
3) 廃棄物減量等推進員経費	1,800
4) 資源再利用推進事業	9,656
5) 生ごみ処理容器等購入費助成事業	2,000
6) 家庭系ごみ排出抑制推進事業	42,896
7) 広報事業	506
8) 清掃総務事務費	412
小計	105,052
2 土木費	
1) 環境づくり美化推進事業	1,364
小計	1,364
3 じんかい処理費	
1) 職員給与費等	422,755
2) じんかい収集事業	117,174
3) 収集車両維持管理事業	9,671
4) 処理車両維持管理事業	4,289
5) 焼却施設維持管理事業	99,887
6) 粗大ごみ処理施設維持管理事業	13,839
7) ペットボトル資源化施設維持管理事業	22,096
8) 容器包装プラスチック処理事業	31,595
9) 資源化品目拡大事業	58,763
10) 最終処分場維持管理事業	112,140
11) センター維持管理事業	82,957
12) じんかい処理事務費	6,197
小計	981,363
4 し尿処理費	
1) し尿収集車両維持管理事業	0
2) し尿処理施設維持管理事業	0
3) し尿処理事務費	2,091
小計	2,091
合計	1,089,870

Ⅱ ごみ処理

1 ごみ処理の概要

(1) 家庭ごみの処理について

「燃やすごみ」、「不燃ごみ（使用済み乾電池を含む。）」、「あき缶・あきびん」（平成7年3月より）、「ペットボトル」（平成11年10月より）、「紙・布類」（平成14年11月より）、「容器包装プラスチック」（平成16年10月より）による定日収集を行っていましたが、平成27年10月から家庭ごみ処理の有料化の導入に伴い、「燃やすごみ」及び「不燃ごみ」は有料の指定ごみ袋を用いて排出することになりました。あわせて、分別促進のため、分別の種類が7分別から18分別となりました。

<分別ごみの種類>

- ①燃やすごみ ②不燃ごみ ③危険有害ごみ ④ペットボトル
- ⑤容器包装プラスチック ⑥あきびん ⑦草・葉・植木ごみ
- ⑧小型家電 ⑨新聞* ⑩雑誌* ⑪段ボール* ⑫飲料用紙パック*
- ⑬ミックスペーパー* ⑭布類* ⑮アルミ缶* ⑯スチール缶*
- ⑰家庭金物* ⑱粗大ごみ（*：集団資源回収）

ごみの収集日は、市域を「北・東地区」及び「南・西地区」に2分割し、地域により回収の日が異なります。

「燃やすごみ」は週2回収集で、市内に約1,200（※H31.4.1）か所のごみステーション（集積場所）があります。

「不燃ごみ」、「ペットボトル」及び「容器包装プラスチック」は週1回収集で、市内に約1,050か所（「容器包装プラスチック」は約1,180か所）のごみステーションがあります。

「紙・布類」、「アルミ缶」、「スチール缶」、「家庭金物」については、集団資源回収での回収となるため、地域によって週1回～月1回の回収を行っています。

「草・葉・植木ごみ」、「あきびん」、「危険有害ごみ」、「小型家電」は、2週に1回の回収を行っています。

「粗大ごみ」については、電話申し込み（コール制）により自宅まで収集に伺う戸別収集（平成11年4月より）として、有料で収集しています。手数料の納付方法については、収集後に納付書を送付して、徴収していましたが、平成14年7月から「粗大ごみ券（証紙）」を事前に購入して、粗大ごみに貼って出してもらうように変わりました。

なお、資源物の一部の品目については、品目ごとに集めて資源化するために、市内に回収拠点をいくつか設け回収しています。（詳しくは21ページ参照）

ごみステーションまでごみを運ぶのが困難な高齢者や障がい者のみの世帯等は、戸別収集「ふれあい収集」を行い、職員がごみの収集と戸別収集先の方々の安否確認を行っています。

※ごみ出しルール徹底のために、ごみと資源物の出し方「C U Z」、「ごみと資源物の収集カレンダー」の発行や、ルール違反ごみへのシール貼り、排出ルール違反者への直接指導等、注意喚起も行っていきます。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ダメシール・赤（市が収集しないごみに貼る）	171 枚	226 枚	86 枚
迷惑シール・黄（収集日や分別を間違えたごみに貼る）	16,967 枚	10,529 枚	8,012 枚
合計	17,138 枚	10,755 枚	8,098 枚

（2）事業系ごみの処理

平成 24 年 4 月から事業系ごみのルールが変更となり、少量排出事業所以外は事業系ごみを家庭ごみのごみステーションに出せなくなりました。事業系一般廃棄物については、自ら環境クリーンセンターへ持ち込むか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託する等していただきます。平成 31 年 3 月 31 日現在で 8 業者に許可しています。

また、平成 27 年 10 月からの家庭ごみ処理有料化及びごみ分別の細分化に伴い、ごみ処理に大きな状況変化が生じてきており、資源化委託費用も増加してきていることから、持込み処理手数料については、ごみ処理原価と近隣自治体との均衡を考慮し、平成 28 年 10 月に 150 円/10kg から 250 円/10kg に改定しました。

（3）その他

犬・猫等の死体の収容・処理は、委託して行っています。

平成 30 年度犬・猫等死体の処理数

犬	猫	狸	鳥・その他	合計
0 件	48 件	32 件	76 件	156 件

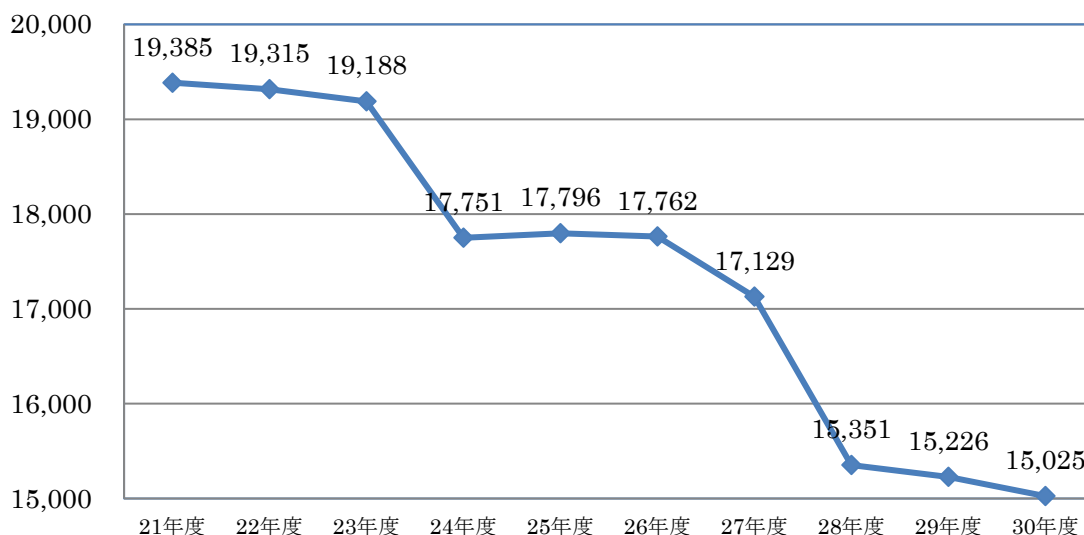
2 ごみの収集量

平成 30 年度の収集量（計画収集量）は「燃やすごみ」9,172t、「不燃ごみ」210t、「資源ごみ」※は 3,217t、「粗大ごみ」181t で合計 12,780t です。

「持込ごみ（直接搬入ごみ）」は 2,245t で、ごみ収集量（計画収集総量）は 15,025t となっています。ごみ収集量は、平成 24 年度に事業系ごみの制度改正を行ったことと、焼却施設の大規模改修工事に伴う自区外処理にあたり市民の皆さんに減量化への PR を行ったこと等により、平成 24 年度に前年度比約 1,500 t 減量し、その後横ばいの状況でしたが、平成 27 年 10 月から家庭ごみ処理の有料化を実施し、また分別品目を増やしたこと等に伴い、ごみの分別が進み、集団資源回収への排出割合が増加し、収集量が減少しました。

※「資源ごみ」…あき缶・あきびん、ペットボトル、紙・布類、容器包装プラスチック、使用済み乾電池、ビデオテープ類、廃食用油、廃蛍光管のほか、平成 27 年 10 月からは草・葉・植木ごみ、小型家電、家庭金物、危険有害ごみが増えました。

ごみ収集量（t）の推移



ごみ収集量推移の内訳（t）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
燃やすごみ	14,115	12,171	10,337	10,301	10,154
不燃ごみ	540	526	206	212	231
資源ごみ	2,449	3,745	4,267	4,208	4,085
粗大ごみ	658	687	541	505	555
合計	17,762	17,129	15,351	15,226	15,025
ごみ排出量 (g/人・日)	911	914	848	844	830

また、平成 30 年度 1 人 1 日当たりごみ排出量（集団回収量を含む）は、830 g / 人・日でした。

$$\begin{aligned}
 & \text{ごみ排出量 (g/人・日)} \\
 & = (\text{ごみ収集量合計 (15,025t)} + \text{集団回収量 (3,190t)}) \\
 & \quad \div \text{平成 30 年 10 月 1 日人口 (60,125 人 (米軍家族住宅人口を含む))} \\
 & \quad \div 365 \text{ 日} \times 1,000,000 \\
 & = \underline{\underline{830 \text{ g/人・日}}}
 \end{aligned}$$

3 ごみ処理経費

逗子市のごみを収集し、それを中間処理及び最終処分するのに必要な経費として、平成 30 年度は約 9 億 6,300 万円かかりました。これは、ごみ 1t を収集・処理するのに 64,119 円^{※1}をかけ、市民 1 人当たり 16,023 円^{※2}を 1 年間に負担していることとなります。平成 30 年度 of 最終処分費は、平成 27 年 10 月から家庭系ごみの有料化及び分別品目の変更を実施したことにより、資源化が促進され、減少しています。また、平成 22 年度から平成 25 年度は、焼却施設の大規模改修工事や、最終処分場の延命化工事により建設改良費がかかっています。

※¹ ごみ処理経費（963,385 千円）÷ごみ収集量合計（15,025t）≒64,119 円

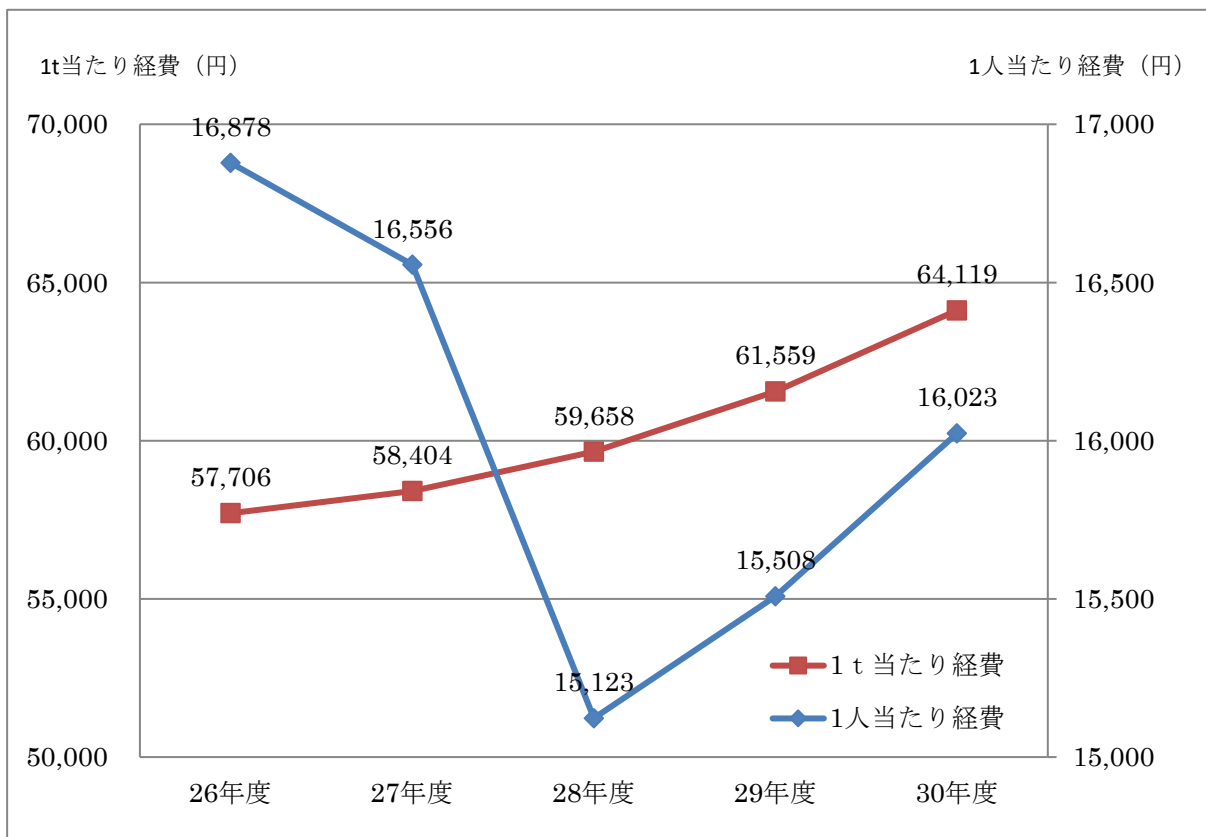
※² ごみ処理経費（963,385 千円）÷平成 31 年 10 月 1 日人口（60,125 人）（米軍家族住宅人口含む）≒16,023 円

（千円）

	収集運搬費	中間処理費	最終処分費	合計
平成 26 年度	333,845	533,663	157,464	1,024,972
平成 27 年度	352,571	533,489	114,337	1,000,397
平成 28 年度	320,063	510,141	85,601	915,805
平成 29 年度	297,436	※560,930	※78,933	937,299
平成 30 年度	281,222	※580,084	※102,079	963,385

※葉山町からの可燃ごみ搬入分の中間処理費、最終処分費を含む。

ごみ処理経費の推移



4 ごみ処理施設

(1) ごみ焼却施設について

ごみ焼却施設は昭和 56 年に稼働し、処理能力 140t/日 (70t/24h 炉×2 基) の全連続燃焼式ストーカ炉が稼働しています。職員勤務体制は、日勤が午前 8 時から午後 8 時 40 分、夜勤が午後 8 時から翌日の午前 8 時 40 分で、1 班 4 名の 3 班交代の体制となっています。

排出されるガス中のダイオキシン類について、平成 14 年 12 月以降の新たな厳しい大気排出基準を満たすため、平成 12 年度から平成 14 年度までの 3 か年継続でダイオキシン類削減のための工事を実施しました。



焼却処理施設のバグフィルター

焼却処理施設からのダイオキシン類の排出量

ダイオキシン類毒性等価濃度 (ng-TEQ/ N m³、灰は ng-TEQ/g)

	1 号炉				2 号炉			
	BF 入口 排ガス	BF 出口 排ガス	BF 灰	焼却灰	BF 入口 排ガス	BF 出口 排ガス	BF 灰	焼却灰
平成 26 年度	2.0	0.028	0.85	0.0056	0.81	0.0037	0.41	0.0063
平成 27 年度	2.7	0.058	3.8	0.011	1.6	0.023	2.6	0.0093
平成 28 年度	2.1	0.017	1.2	0.009	3.4	0.011	1.9	0.033
平成 29 年度	0.89	0.011	1.2	0.020	2.1	0.0075	0.57	0.034
平成 30 年度	0.33	0.020	0.5	0.038	0.72	0.000045	0.75	0.043
基準値	—	5	薬剤処理 のため 適用除外	3	—	5	薬剤処理 のため 適用除外	3

注 1) 平成 13 年度に 2 号炉、平成 14 年度に 1 号炉のダイオキシン類削減対策工事が終了し、E P (電気集じん機) から B F (バグフィルター) に改良しました。

更に、平成 22 年 3 月に改定した逗子市一般廃棄物処理基本計画において施設の長寿命化を位置づけ、焼却施設については一般廃棄物処理施設整備事業として大規模改修を行うこととなり、前述したダイオキシン類対策のための一部改修工事箇所を除く基幹的設備の改修を行いました。平成 22 年度は調査と計画策定を行い、平成 23 年度から改修工事に着工し、平成 25 年度に終了しました。

(2) その他の施設について

粗大ごみ処理施設、ペットボトル選別処理施設、容器包装プラスチック選別処理施設、植木剪定枝資源化処理施設が稼働しています。

処理量と稼働日数（平成 30 年度）

施 設	処理能力	処 理 量	稼働日数
焼却処理施設（※）	140t/24h	16,827t	303 日
粗大ごみ処理施設	30t/5h	777t	249 日
あき缶・あきびん 選別処理施設	5t/5h	休止中	0 日
ペットボトル 選別処理施設	1.25t/5h	192t	207 日
容器包装プラスチック 選別処理施設	6.7t/8h	917t	259 日
植木剪定枝 資源化処理施設	3.75t/8h	78t	256 日

※葉山町からの可燃ごみ搬入分 5,608t を含む。

フロンガスについては、平成 6 年度から収集した冷蔵庫やエアコン等に残留しているフロンガスを、回収機を使ってボンベに充填しています。その後、ボンベに回収したフロンガスは無害化するために外部で委託処理しています。しかし、フロンガスの回収は平成 13 年 4 月からの家電リサイクル法施行により、除湿機だけになりました。

フロンガス回収の実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
本数 (20kg/本)	1	1	2	1	2
回収量 (kg)	4	3	33	8	23

(3) 施設の見学について

市民のごみに対する理解を深めていただくために、環境クリーンセンターの見学を実施しています。

・平成30年度見学者数 : 421名(うち団体数:9団体)



環境クリーンセンターの見学

5 収集車両

ごみの収集を行う車両の種類と台数は、以下のとおりです。

(平成31年4月1日現在)

2t 機械式収集車	17台	軽ダンプ	4台
2t 深ダンプ車	6台		

収集車のボディペイント及び作業服のデザインは、平成元年度から白を下地とし、本市の都市宣言にある青い海とみどりの山々のイメージを基調としたデザインを採用しています。

また、シンボルマークについては、平成2年度に公募で決定し、収集車の前面のほか、作業服に描かれています。



ペイントした収集車



シンボルマーク

6 最終処分場

以前まで使用していた第二期最終処分場は、平成7年10月に投入を終了した後、最終覆土工事を行い、平成8年3月で処分を終了しました。

現在使用している第三期最終処分場（容積 55,892m³※、サンドイッチ工法）は、平成2年度から2か年で建設し、平成5年10月から使用を開始しています。

※10%未満のかさ上げ分量 5,012m³を含む。

平成23年度、24年度の2年度にわたり実施してきた埋立物の容積を減らすための既存最終処分量の延命化工事（転圧工事）が、平成25年3月21日に終了しました。平成30年3月時点で埋立可能量は3,542m³（6.34%）となっています。

この限られた埋立可能容量を有効に使うため、平成26年度から焼却灰全量を委託により資源化を行い、平成28年度からは粗大ごみ処理施設（破砕機）から分別された不燃物残渣は焼却処理とし、埋立処分場への投入は行っておりません。しかしながら、資源化処理には多大な費用がかかるため、ごみの発生量を減らすことが必須となります。

焼却灰等の埋立処分量及び資源化量は、以下のとおりです。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
埋立処分量 (t)	161	138	0	0	0
資源化量 (t)	1,883	1,824	1,352	※1,239	※1,155

※葉山町からの可燃ごみ搬入分を含む。



第三期最終処分場

7 事業系ごみ

前述のとおり、平成24年4月から事業系ごみのルールが変更となり、少量排出事業所以外は事業系ごみを家庭ごみのごみステーションに出せなくなりました。少量排出事業所とは、以下の3つの要件すべてに該当する事業所を指します。

- (1) 従業者（事業主を含む）の総数が3人以下であること
- (2) 食品廃棄物等を排出しないこと
- (3) ごみ排出量が1日平均1キログラム以下であること

該当しない事業所については、事業系一般廃棄物は、自ら環境クリーンセンターへ持ち込むか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託する等していただきます。環境クリーンセンターへの搬入手数料は、平成 28 年 10 月に 150 円/10kg から 250 円/10kg に改定しました。なお、事業者から出される廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等は産業廃棄物となるため、環境クリーンセンターへの持込みはできません。

ただし、天災その他の災害により発生した木くずは、限定的例外規定として持込みを認めています。

また、ごみ減量化・資源化の施策に取り組む事業者を「ごみ減量化・資源化協力店」として指定する制度も設けています。

(実施時期) 平成 8 年 4 月

(対象事業者) 市内の小売店及び卸売店で次に掲げるもののうち、2 つ以上を実施する店舗

「簡易包装の推進」「トレーの使用削減」「買物袋持参の推進」「牛乳パック・トレー・紙類・瓶類・缶類等の資源物の回収」「再生紙・再生品・エコマーク商品等の環境保全型商品の販売」「再生紙の利用」「消費者へのごみの減量化・資源化推進の呼び掛け」「その他ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組みの実施」

(指 定) 指定願を提出し、その内容を適当と認めた場合は「逗子市ごみ減量化・資源化協力店指定書」及び「逗子市ごみ減量化・資源化協力店シール」を交付、シールは店頭貼付

(指 定 数) 120 店舗 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

8 海岸の清掃 (市民協働部経済観光課所管事業)

相模湾沿岸の市町と神奈川県により設立された (公財) かながわ海岸美化財団により、海岸の清掃を行っており、平成 30 年度の逗子海岸のごみ回収量は約 76t でした。

また、平成 13 年度から始まったアダプトプログラムによる逗子ビーチ・クリーン隊の一斉清掃が毎月第一日曜日に行われ、平成 30 年度は延べ約 1,350 人の方が参加しました。



ビーチ・クリーン隊の活動

9 市内主要道路の散乱ごみの回収

環境の美化に努めるため、業者委託により主要道路沿い（8路線・地域）に捨てられたごみの回収を行っています。平成30年度の実績は、38日実施し、約550kgでした。

また、きれいで清潔な環境の維持のため、空き缶、吸い殻等の散乱を防止し、美化、清掃活動に努めることによって、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、「逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例」が平成10年に制定されました。

散乱ごみの回収状況（kg）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
回収量（kg）	660	600	560	720	550

10 路上喫煙等の防止に関する取り組み

市民の安心かつ安全で健康な生活の確保及びまちの美観の保全に寄与することを目的に、平成28年10月「逗子市路上喫煙等の防止に関する条例」が施行されました。

条例の周知、啓発の主な取り組みとして、逗子駅・東逗子駅・新逗子駅・神武寺駅の市内4駅周辺における横断幕の掲出や、路上喫煙者に対する口頭での注意、周知啓発用ちらしやポケットティッシュの配布等を行っています。

平成29年8月には路上喫煙等の防止に関する路面標示の標語とイラストを公募し、決定した路面標示及び看板を設置するとともに、条例の効果的な運用を図るため路上喫煙等が多く見られる場所・時間帯等の実態調査や情報収集を行っています。



Ⅲ し尿処理

1 収集方法と処理方法

逗子市一般廃棄物処理基本計画（平成 22 年 3 月 25 日告示）に基づき、平成 29 年度は、公共下水道未接続世帯を対象に汲取式便所のし尿及び浄化槽の汚泥の委託収集を行っていました。収集方法は、し尿については定期的又は申込み制で、浄化槽については 6 か月又は 1 年に 1 回程度の申込み制でバキューム車により行っていました。

し尿の処理は、希釈放流方式を採用しており、前処理設備、希釈放流設備、脱臭設備による各設備によって処理され、処理された汚水は下水道へ放流していました。

平成 30 年度からは、葉山町のし尿等処理施設での共同処理にあわせ、許可業者が直接対象世帯と契約してし尿汲み取りを行う「許可業者制」に移行したため、逗子市のし尿処理施設（浄化センター）は休止しています。

2 収集及び処理実績

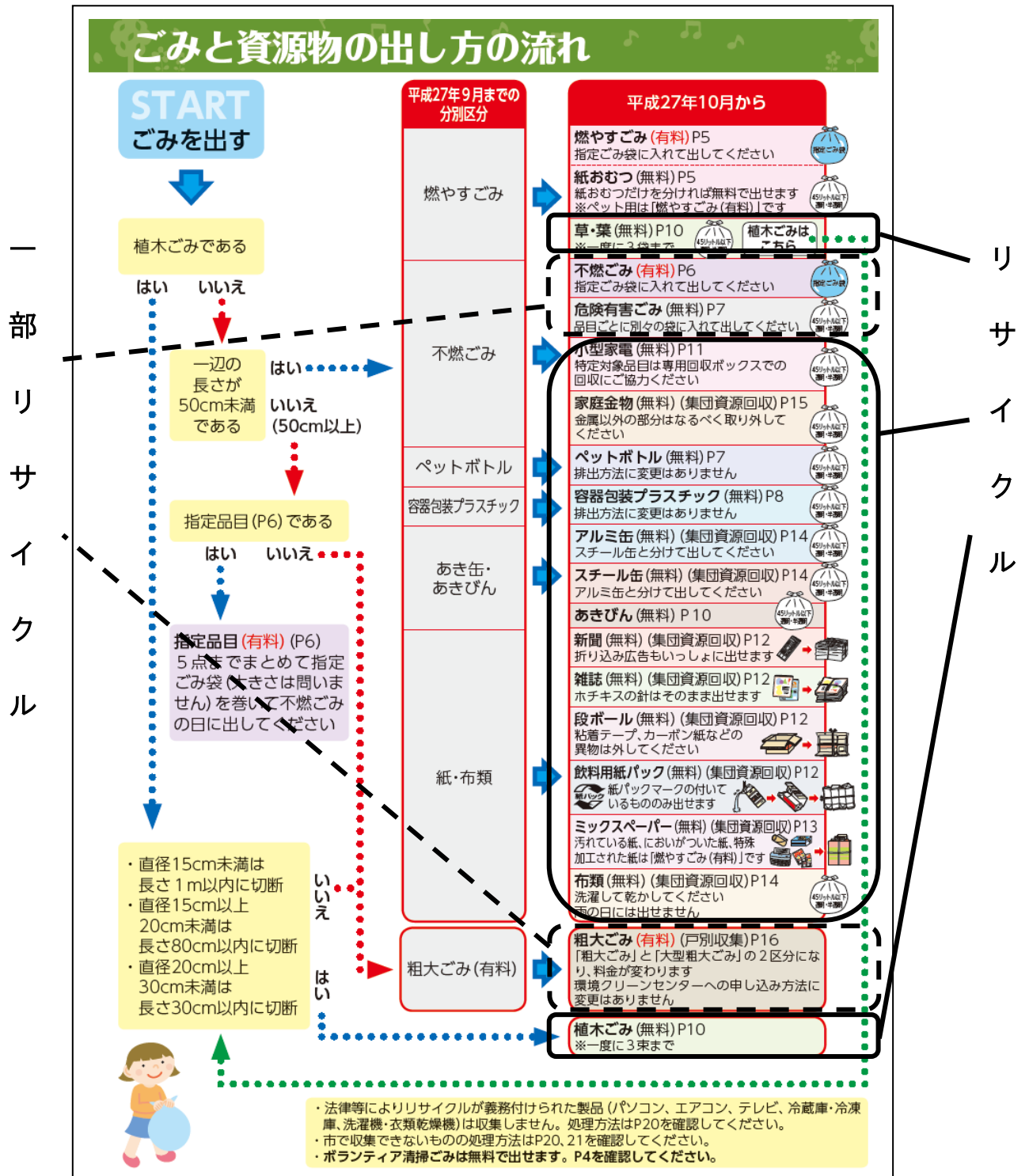
平成 30 年度の収集及び処理量は「し尿」171kl、「浄化槽」105kl、合計 276kl で、前年比約 12%減となっています。

し尿と浄化槽汚泥の収集及び処理量の推移

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
し尿量 (kl)	225	220	185	188	171
浄化槽汚泥量 (kl)	99	113	110	124	105
合計 (kl)	324	333	295	312	276

IV 返子市における減量化・資源化事業

1 日常の分別で減量化・資源化できること



曜日ごとにごみ（燃やすごみ、不燃ごみ）と資源物をきちんと分別して出すことにより、分別して出されたものはリサイクル及び一部リサイクルされ、ごみの減量化・資源化につながります。なお、資源物のリサイクルにより、リサイクル事業者からの売却収入、容器包装リサイクル協会からの有償入札拠出金^{*1}及び再商品化合理化拠出金^{*2}等が市の収入になります。

※1 有償入札拠出金とは、容器包装リサイクル法に基づき、再商品化事業者が指定法人に「有償入札」をした場合、再商品化の実施後に再商品化事業者から指定法人に有償分のお金が支払われます。指定法人はこの収入を一旦まとめて消費税相当額を除く全額を、引渡し量と落札単価に基づいて各々の該当する市町村へ拠出します。

※2 再商品合理化拠出金とは、容器包装リサイクル法に基づき、「再商品化に現に要した費用の総額が再商品化に要すると見込まれた費用の総額を下回るときは、その差額の一部が市町村に対して支払われる」制度です。

分別して出されたごみは、次の方法により資源化されています。

- (1) 不燃ごみ及び粗大ごみからの資源物の回収
(処理方法) 破碎施設へ投入前に職員が分別した鉄屑、非鉄金属と、破碎処理後、磁力選別されたシュレッダー鉄屑を、リサイクル業者に委託して資源化しています。



(実績) 平成 30 年度 155.6t
(売却収入) 平成 30 年度 104,650 円

不燃ごみ処理の状況（破碎施設投入口）

- (2) 危険有害ごみ

平成 27 年 10 月から、次の品目については「危険有害ごみ」として収集し、資源化しています。

- ①スプレー缶・カセットボンベ

(処理方法) 破碎処理後、磁力選別されたシュレッダー鉄屑をリサイクル業者に委託して資源化しています。使い切り、穴を開けてから出すことになっていますが、中身が残存しているもの、穴が開いていないものが散見され、破碎施設内で破裂事故の原因となっています。

- ②蛍光管・電球型蛍光灯

(処理方法) 職員が、すべて手作業で袋、梱包紙等を除去し異物と分別して、ドラム缶に一時保管した後リサイクル業者に委託し、ガラス、鉄屑等に分別して資源化しています。

(実績) 平成 30 年度 3.8t

③乾電池（アルカリ・マンガン）

（処理方法）職員が、すべて手作業で袋を除去し、異物等と分別して、ドラム缶に一時保管した後、リサイクル事業者に委託し、鉄屑やマンガン等に分別して資源化しています。

（実績）平成 30 年度 7.5t



保管している乾電池

④水銀式体温計（水銀式血圧計を含む。）

（処理方法）職員が分別して、一定量が貯まるまで一時保管しています。

⑤ライター

（処理方法）職員が異物等と分別した後、焼却処理しています。

（3）ペットボトル

（処理方法）ペットボトル選別処理施設にて、委託先作業員によりすべて手作業で破袋後、異物や汚れたものを除去。その後、容器包装リサイクル法の指定法人への委託により資源化及び、リサイクル事業者へ売却しています。

※リサイクル事業者への売却については、環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認しています。

（実績）平成 30 年度 165.5t

（指定法人への引渡し 90.4t）

（リサイクル事業者への売却 75.1t）

キャップやラベルが除去されていないものやペットボトル以外の異物が相当量混入して分別に苦慮しています。

異物混入率 6.2%、26.84t/年

（再商品化合理化拠出金）平成 30 年度 0円

（有償入札拠出金）平成 30 年度 3,090,044 円

（売却収入）平成 30 年度 405,720 円

（4）容器包装プラスチック

（処理方法）容器包装プラスチック選別処理施設にて、機械破袋後、委託先作業員により手作業で異物や汚れたものを除去。その後、容器包装リサイクル法の指定法人への委託により資源化しています。異物や汚れたままのものが相当量混入しており、分別に苦慮しています。また、混入していた注射針による負傷事故が発生しました。

（実績）平成 30 年度 820.4t 異物混入率 8.0%、102.0t/年

（再商品化合理化拠出金）平成 30 年度 0円



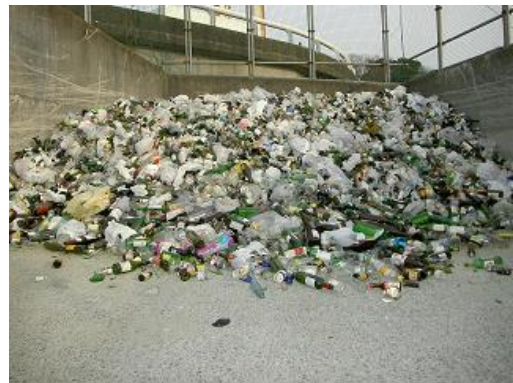
ペットボトル選別処理施設



容器包装プラスチック選別処理施設

(5) あきびん

(処理方法) 平成 27 年 4 月から、あき缶・あきびん選別処理施設を休止しました。平成 27 年 4 月から 9 月までは、リサイクル事業者により選別・資源化。平成 27 年 10 月から、アルミ缶・スチール缶は集団資源回収で回収事業者が直接資源化し、びんはリサイクル事業者が資源化しています。



びんストックヤード

(実績) 平成 30 年度 あきびん 509.7t

(6) 草・葉・植木ごみ

平成 27 年 10 月から新たな分別品目となりました。

(処理方法) 事業者等が持込んできた「バラ」状態と、ステーション収集された「袋入」ともリサイクル事業者に委託して破碎処理後、堆肥やバイオマス燃料として資源化しているほか、環境クリーンセンター内で、植木剪定枝粉碎車両（チップくん）を使用してチップや堆肥を作り、市内に配布場所を設けて配布しています。

(実績) 平成 30 年度 バラ：683.4t 袋入：1,427.3t
チップ・堆肥配布量：36.8t



植木ごみ（バラ）



植木ごみ（袋入り）

(7) 小型家電

(処理方法) 職員が、すべて手作業で袋を除去して異物等と分別し、資源化事業者が設置したコンテナ内に一時保管します。認定事業所において、破碎後、材質、金属ごとに分別して資源化しています。



小型家電保管状況

(実績) 平成 30 年度 141.1t

(8) 紙・布類・アルミ缶・スチール缶・家庭金物

(収集・処理方法) 自治会・町内会等が回収事業者と協力して回収する集団回収と市が委託した事業者が回収する委託回収の 2 種類に分かれていましたが、平成 27 年 10 月から、全市集団資源回収とし、アルミ缶、スチール缶、家庭金物を追加しました。資源回収事業者が回収した後は問屋に持ち込まれ、直接資源化されています。

①集団回収

平成 5 年 6 月から古紙等のリサイクルを推進するため、自治会・町内会等が回収した古紙等の資源物について、回収量に応じて資源回収奨励交付金（以下「奨励金」という。）を交付していましたが、平成 27 年 10 月から自治会・町内会等への奨励金を廃止し、アルミ缶を回収事業者が自治会・町内会等から相場に応じた単価で買い取る方式としました。

対象団体：89 団体（平成 31 年 3 月 31 日現在）

対象資源物：新聞紙・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・ミックスペーパー・
布類、アルミ缶、スチール缶、家庭金物

(実 績：集団回収の推移)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
団体数 (団体)		59	91	91	90	89
回収量	新聞紙	427	450	457	417	347
	雑誌	785	892	901	897	856
	段ボール	592	725	797	855	824
	飲料用紙パック	15	16	16	15	12
	ミックスペーパー (その他の紙類)	442	663	763	743	713
	布類	165	237	257	258	246
	アルミ缶	—	45	91	97	94
	スチール缶	—	35	68	64	60
	家庭金物	—	16	40	46	38
	合計	2,426	3,079	3,390	3,392	3,190

※平成 27 年度のアルミ缶・スチール缶・家庭金物は平成 27 年 10 月より収集開始、資源回収の対象となりました。

②委託回収

平成 14 年 11 月から平成 27 年 9 月まで、自治会等による集団回収が行われていない地域を対象として市による委託回収を実施しましたが、平成 27 年 10 月から集団資源回収へ移行したことにより、市役所を含む公共施設の資源物を回収しています。

(実 績：委託回収の推移)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回収量	新聞紙	62	29	2	2	2
	雑誌	275	138	22	22	19
	段ボール	188	92	12	13	13
	飲料用紙パック	1	1	0	0	0
	ミックスペーパー (その他の紙類)	114	69	30	29	25
	布類	58	33	0	0	0
	アルミ缶	—	0	0	0	0
	スチール缶	—	1	2	2	2
	家庭金物	—	0	0	0	0
	合計	698	363	68	68	61

※平成 27 年度のアルミ缶・スチール缶・家庭金物は平成 27 年 10 月より収集開始、資源回収の対象となりました。

2 自ら行動して減量化・資源化できること

(1) 資源物の拠点回収

ごみの減量化・資源化を進めるにあたり、平成 22 年度から公共施設等に回収拠点を設け、持込み可能時間であれば自由に持込みできるようにしています。

回収品目は、廃インクカートリッジ（純正品のみ）、廃蛍光管、水銀式体温計、廃食用油、あきびん、乾電池・小型充電式電池、CD・DVD 類です。

①回収拠点

平成 31 年 4 月 1 日現在

場所	持込み可能日	持込み可能時間
市役所（逗子）	年末年始及び土曜・日曜・祝日を除く毎日	8:00～17:15
ハイランド自治会館（久木）	年末年始及び土曜・日曜・祝日を除く毎日	9:00～16:00
小坪小学校区コミュニティセンター（小坪）	年末年始及び休館日を除く毎日	9:00～17:00
沼間小学校区コミュニティセンター（沼間）	年末年始及び休館日を除く毎日	9:00～17:00
子ども発達支援センター教育研究相談センター（桜山）	年末年始を除く毎日	終日
逗子アリーナ（池子）	年末年始及び休館日を除く毎日	9:00～18:00
沼間グリーンヒル内（沼間） ※廃食用油は回収していません。	年末年始を除く毎日	終日
子育て支援センター（桜山） ※あきびん、廃食用油は回収していません。	年末年始及び第 3 月曜の午後・第 5 土曜、祝日を除く月曜～土曜	9:00～17:00
ヨークマート東逗子店 （商工会館横立体駐車場）（桜山）	年末年始を除く毎日	9:00～21:00
南ヶ丘団地内（小坪）	年末年始を除く毎日	終日
小坪大谷戸会館（小坪）	年末年始を除く毎日	終日
久木会館（久木）	年末年始を除く毎日	終日



ハイランド自治会館



沼間小学校区コミュニティセンター

②平成 30 年度回収実績

蛍光管（丸）	1,091 本	体温計	57 本
蛍光管（直）	2,034 本	廃食用油	3,507kg
乾電池	2,341kg	CD・DVD 類	4,178kg
びん（色分け無し）	18,134kg		

廃インクカートリッジは、メーカーによって回収箱を分けています。

キヤノン・エプソン・ブラザー社のインクカートリッジは、市内小学校 PTA と協働回収し、ベルマーク教育助成財団へ送付後、資源化されています。また、得られたベルマークの得点は、子どもたちのために使用されています。

デル・ヒューレット・パカード社のインクカートリッジは、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」へ送付し、資源化されます。

※デル社は、平成 31 年 3 月末をもってインクカートリッジ里帰りプロジェクトから脱退しました。

(2) 小型家電の専用回収ボックスによる回収

平成 26 年 9 月から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行にともない、小型家電（特定対象品目）については、公共施設等に専用の回収ボックスを設置し、回収しています。

①回収ボックス設置場所

平成 31 年 4 月 1 日現在

場所	持込み可能日	持込み可能時間
市役所	土・日・祝日・年末年始を除く毎日	8:30～17:00
市民交流センター	年末年始及び休館日を除く毎日	9:00～21:00 ※日曜日は 18:00 まで
沼間小学校区コミュニティセンター	年末年始及び休館日を除く毎日	9:00～17:00
逗子市商工会館	土・日・祝日・年末年始を除く毎日	8:30～17:15
逗子市高齢者センター	日・祝日・年末年始を除く毎日	9:00～17:00
逗子アリーナ	年末年始及び休館日を除く毎日	9:00～21:00
小坪小学校区コミュニティセンター	年末年始及び休館日を除く毎日	9:00～17:00

②平成 30 年度回収実績

小型家電製品	
携帯電話等	709 個
その他	1,933kg

(3) エコ広場ずし

平成 23 年度に協働事業提案制度で市民団体「逗子ゼロ・ウェイストの会」から提案を受け協議を重ね、平成 24 年 10 月から市役所 1 階にオープンし、市役所開庁日の 10 時～16 時に常時開催していました。3 年間の事業実施期間で大きな成果が得られたことで、継続して事業を進めることとなり、平成 27 年 4 月から市民交流センターに移設しました。

エコ広場ずしでは、他の人が使える状態で捨てるにはもったいない衣類・食器・本等を持ち込み、反対に他の人が出したものを持ち帰れる、無料の不用品交換市「もったいない市」を行っています。(大きな家具や家電、使用感のある靴等は持込みをお断りしています)

また、「(1) 資源物の拠点回収」と同様に、通常は燃やすごみ・不燃ごみとして出される割り箸、家庭金物を資源物として回収しています。

出張エコ広場を平成 25 年度から、沼間・小坪両小学校区コミュニティセンター(毎月)で開催し、平成 27 年度からは、西友逗子ハイランド店前(隔月)と久木会館(随時)での開催を開始しました。



エコ広場ずしの様子



無料のエコワークショップも開催

エコ広場ずしの持込み及び持帰り量の推移

年度	開催日数	来場者	持込み		持帰り	
			件数	資源物重量	件数	重量
平成 24 年度	112 日	13,198 人	6,435 件	14,087kg	計量なし	計量なし
平成 25 年度	273 日	47,378 人	14,544 件	41,932kg	8,235 件	15,386kg
平成 26 年度	301 日	60,181 人	24,085 件	41,679kg	28,329 件	32,204kg
平成 27 年度	225 日	37,449 人	14,838 件	24,820kg	16,590 件	20,389kg
平成 28 年度	285 日	38,618 人	14,775 件	25,017kg	17,512 件	19,450kg
平成 29 年度	288 日	36,691 人	15,682 件	27,035kg	18,562 件	21,048kg
平成 30 年度	277 日	34,029 人	10,699 件	25,572kg	15,804 件	19,619kg

3 市のサポートを利用して減量化・資源化できること

(1) 生ごみを減量化・資源化する

①生ごみ処理容器等への購入助成制度

生ごみを減らすことや、たい肥にして有効利用できる生ごみ処理容器等（平成31年度から非電動式に限る。）に対して、平成8年4月から購入費用の助成をしています。助成額は、3万円を上限に、購入金額の4分の3です。

また、家庭用生ごみ処理容器等の更なる普及拡大のため、平成25年10月4日に、逗子市商工会と「家庭用生ごみ処理容器の普及拡大に関する協定書」を取り交わしました。

協定書により、生ごみ処理容器「バクテリア de キエーロ」の販売取次店又は設置店として登録した商工会会員の商店等と逗子市商工会が、助成金申請の手続きを代行しています。そのため、購入にあたり代金から補助金額を除いた自己負担分のみで支払いで購入できるようになりました。

※平成30年度は緊急財政対策に伴い休止しましたが、平成31年度から再開しています。

生ごみ処理容器等の助成実績（平成29年度）

容器の種類	件数	助成金額
コンポスト容器	10件	54,500円
EM処理容器	3件	7,900円
電動処理機	27件	683,900円
手動処理機	2件	19,900円
バクテリア de キエーロ	135件	2,659,900円
段ボールコンポスト	1件	3,600円
剪定枝粉碎機	1件	16,300円
ディスプレイ	1件	30,000円
合計	180件	3,476,000円

※平成8年4月～平成30年3月までの累計助成台数は、3,855台。

(逗子市商工会の被災地支援について)

逗子市商工会では、バクテリア de キエーロの製造・販売にあたり、原材料の木材として岩手県陸前高田市の津波防災対策で大量に発生した間伐材を使用し、製造は地元にお住まいの方々が行うことにより、雇用創出を含めた被災地支援につなげる取組みを行っています。



生ごみ処理容器「バクテリア de キエーロ」

②生ごみマイスター制度について

平成 22 年度から、生ごみ減量化・資源化のボランティア指導員（生ごみマイスター）の登録制度を設け、平成 29 年 4 月時点で 10 名が登録されています。

生ごみ処理容器に関する実践的な指導を受けたい場合や、それ以外にも相談したいことがある方は、市窓口（資源循環課）に問い合わせただけであれば、生ごみマイスターの派遣や電話でのご相談を調整いたします。

③大型生ごみ処理機設置助成制度（集合住宅等向け）

集合住宅や自治会、入所系介護施設等の単位で設置し複数世帯で利用する大型生ごみ処理機（1 日 10kg 以上の処理能力を持つ機器が対象で、購入店・メーカーの指定はなし）について、平成 22 年 4 月から平成 29 年 11 月まで購入費用等への助成をしていました。

助成額は、申請団体の加入世帯数に対して 1 世帯あたり 3 万円を上限に、処理機を購入した場合は、処理機の本体費用と設置費用の、賃借した場合は、処理機の賃借費用、設置費用、保守費用の 3 分の 2 です。平成 23 年度から入所系介護施設を、平成 25 年度から私立保育園を助成対象とし、費用の 2 分の 1 を補助しました。

なお、大型生ごみ処理機設置助成制度は、大型生ごみ処理機設置済みの集合住宅等に居住する者に家庭用生ごみ処理容器等の購入費を助成した場合、重複して助成することになるため、平成 29 年 11 月に廃止しました。

また、平成 15 年 3 月から、生ごみのたい肥化による減量効果等の調査目的で市内集合住宅に大型生ごみ処理機（処理方式：微生物による高温好気性発酵）を設置しました。一定の検証ができたことから平成 22 年度で調査を終了しましたが、調査で使用した処理機については、引き続き施設管理者により稼働・活用されています。



設置場所：ファミリー逗子
処理能力：30 kg/日
設置年月：平成 15 年 3 月



設置場所：市営池子住宅
処理能力：30 kg/日
設置年月：平成 26 年 3 月

(2) 植木ごみを減量化・資源化する

環境クリーンセンターに持ち込まれた剪定枝（植木ごみ）の一部を、平成 25 年 10 月に導入した剪定枝（植木ごみ）を粉碎する植木剪定枝粉碎車両「チップくん」によりチップ化を行い、一部を無料配布しているほか、粉碎後に散水・切返しを数カ月間行って堆肥化させ、腐葉土として無料配布しています。平成 27 年 10 月からは、ステーション収集された剪定枝等もリサイクル事業者に委託して、堆肥原料やバイオマス燃料に資源化しています。



植木剪定枝粉碎車両「チップくん」



自治会と協働で公園等に散布

植木剪定枝粉碎車両の愛称・ロゴマーク・キャッチフレーズは、公募により 51 作品の中から選出しました。



ロゴマーク・キャッチフレーズ

4 その他、減量化・資源化に関すること

(1) 逗子市廃棄物減量等推進審議会

減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、平成6年9月より逗子市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

審議会委員は9名（任期2年間）で、平成31年4月時点では、学識経験者3名、公募市民3名、事業者3名という構成です。

(近年の諮問事項)

諮問時期	諮問事項
平成22年8月20日	事業系廃棄物の収集・処理のあり方及び処理手数料の適正化について
平成24年12月5日	家庭ごみ処理有料化の導入について
平成26年10月17日	逗子市一般廃棄物処理基本計画中間見直しについて
平成27年10月30日	逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について
平成29年8月22日	「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」の一部改正（し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正）について
令和元年11月22日	「逗子市一般廃棄物処理基本計画＜中間見直し計画＞」の改定について

(2) 逗子市廃棄物減量等推進員

減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理及び地域の清潔保持の推進に関する市の施策への協力その他の活動を行っていただくことを目的に、逗子市廃棄物減量等推進員を委嘱しています。具体的な職務内容は、ごみステーションの定期的パトロール、設置等に関する調整、周辺住民へのごみの出し方の指導・啓発等です。また、年2～3回ほど市からの情報提供や意見交換を目的とした会議（逗子市廃棄物減量等推進員会議）も実施しています。

募集方法は、自治会・町内会等からの推薦及び公募で、平成30年8月に委嘱し（任期2年間）、令和元年8月1日現在で77名です。（定数100名）

V ごみ処理広域化について

1 ごみ処理広域化の状況

神奈川県は、ごみの排出抑制と減量化・資源化及びダイオキシン類対策を目的として、計画的かつ総合的に取組みを進めるため、平成 10 年 3 月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定しました。

逗子市は横須賀三浦ブロック（4 市 1 町：横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）に区割りされ、平成 10 年 7 月に「横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会」を設置し、その後、平成 12 年 8 月に 4 市 1 町で覚書を締結し、横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会を設立し、ごみ処理広域化に向けた調査・検討を開始しましたが、広域組織の前提となる可燃ごみの分別と処理方法の統一等の課題が解決に至らなかったことから、平成 18 年 1 月 31 日に「横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会」は解散することとなりました。

横須賀三浦ブロックでのごみ処理広域化を断念した後、平成 18 年 2 月に「鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会」を設置し、同年 4 月に鎌倉市との覚書を締結し、2 市での広域化処理に向けた協議を開始しました。しかし、4 市 1 町での検討経過を踏まえながらの協議はなかなかめどが立たないことから、平成 22 年 2 月に鎌倉市との覚書を解除し、両市ともに老朽化した既存の焼却施設の延命化を図りながら、引き続き将来の広域処理に向けた検討、協議を継続することとして、新たな確認書を取り交わしました。

平成 28 年 5 月にこれまでの 2 市の協議会に葉山町を加え、新たに「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」を設置し、同年 7 月に鎌倉市との確認書を解消し、新たに 2 市 1 町での覚書の締結に至りました。

覚書に基づく既存施設の活用による効率化の早期実現の考えから、家庭ごみ処理有料化により大幅に焼却量が減少した逗子市の焼却施設での葉山町の可燃ごみの受入れをまずは試行的に開始する考えで協議を進め、平成 29 年 7 月から試行をし、平成 30 年 4 月から葉山町の可燃ごみ全量の受け入れを開始しました。あわせて、相互の役割分担の考えから、逗子市のし尿及び浄化槽汚泥を平成 30 年 4 月から葉山町の施設で全量処理しています。また、平成 31 年 4 月からは、令和 2 年度からの葉山町との容器包装プラスチックの共同処理に向け、逗子市の容器包装プラスチック処理施設の更新を行います。

2 ごみ処理広域化の経緯

平成 10 年	3 月	「神奈川県ごみ処理広域化計画」策定（神奈川県）
	7 月	横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会設立
平成 12 年	8 月	4 市 1 町覚書締結
平成 13 年	4 月	横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会設立
	8 月	4 市 1 町首長会議開催 広域連合設立延期
平成 14 年	3 月	4 市 1 町覚書内容の一部を変更する覚書締結
平成 18 年	1 月	横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会解散
	2 月	鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会設置
	4 月	2 市覚書締結
平成 20 年	3 月	生ごみメタン化施設について、鎌倉市との共同処理を断念
平成 22 年	2 月	2 市覚書を解除し、今後の協議についての確認書を取り交わす
平成 28 年	5 月	鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会設置
	7 月	鎌倉市との確認書解消 2 市 1 町覚書締結
平成 29 年	7 月	葉山町の可燃ごみを試行的に受け入れる
平成 30 年	4 月	葉山町の可燃ごみを全量受け入れる 逗子市のし尿及び浄化槽汚泥を葉山町で処理
令和元年		葉山町との容器包装プラスチックの共同処理を開始するに 当たり、逗子市の容器包装プラスチック処理施設を更新